

■【トピックス】  
天才、逝く！



アップル社の前CEOスティーブ・ジョブ氏が逝去されました。彼の死を悼んで世界中のアップル・ショップには、花が供えられています。

コンピュータで世界を変えた天才は、新しい世界の可能性を示し、称賛されたリーダーでもありました。

しかし、その反面、奇人・変人としても知られていました。アメリカは、非常識なジョブ氏のそんな面も許容する社会です。果たして、日本はジョブ氏のような人物を生み出せるのでしょうか？

■【ビジネス・アイ】  
婚外子の相続差別

社長 「なんか隠し子の相続に関する判決があったみたいだね」

花野 「隠し子というか婚外子の相続分の裁判の件ですね。実は民法では正式な婚姻関係ない者との間に生まれた子供（被嫡出子）の相続分を少なくしているんですよ」

社長 「少なくしているってどのぐらい少なくしているの？」

花野 「正式な婚姻関係にある者との間に生まれた子供（嫡出子）の1/2なんですよ。これは条文にはっきりと書いてあるんですよ」

社長 「それなら不憫な気もするけど仕方ないね。なにが裁判の争点になったの？」

花野 「そこが争点になったんですよ。憲法では法の下での平等をうたっていますので婚外子の相続分に差を設けることはこれに反するという事なんです」

社長 「そうなんだ。それで結果はどうなったの？」

花野 「今回の大阪高裁の判決では、相続差別は違憲ということで最高裁に行かずに確定しています。でも平成7年の最高裁判決では合憲という判断でしたから、民法が改正されるまで争いが続きそうですね」

社長 「そういうことなんだ。外に子供をつくると相続でも大変なんだね」

花野 「そういうことですので、くれぐれもお気を付け下さいね」

■【今月のキーワード】  
非嫡出子の相続分

正式な婚姻関係にない者との間に生まれた非嫡出子の法定相続分は民法第900条第4項但書に規定されています。非嫡出子の相続分は、正式な婚姻関係にある者との間に生まれた嫡出子の2分の1されています。

この相続分の差別は、憲法第13、14条に違反するのではないかという裁判が昔から提訴されてきました。下級審では合憲・違憲の判例がありますが、最新の最高裁の判例（平成7年）では合憲とされています。

■【今月の1冊】

『決断できない日本』  
ケビン・メア 著  
文春新書 ¥780

「沖繩はゆすりの名人」（本書ではねつ造と否定）と発言したとされて国務省日本部長を更迭された著者による日本に対する直言です。

3.11の大震災時における日本政府の迷走ぶりにも触れています。その際、米国からの支援物資が放射能汚染された場合の補償を気にして決定が遅れる様子も記述しています。今の日本にどれだけ決断が必要か考えさせられます。



■【編集後記】

プロ野球セ・リーグは、ドラゴンズが大逆転の優勝をしました！そして落合監督の解任です。その陰には、落合監督と坂井球団社長の確執があったようです。球団のマネジメントとしては、疑問符がつく対応であったのではないのでしょうか？

『NEWS LETTER』 vol. 56（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2011.11.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>